

嘉麻市広報有料広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、嘉麻市有料広告掲載事業実施規程（平成26年嘉麻市告示第11号）第4条の規定に基づき、市が発行する広報への広告掲載に関し、その取扱い等について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 市が発行する広報に掲載する広告の内容は、嘉麻市有料広告掲載基準（平成26年1月1日施行。以下「基準」という。）に適合しなければならない。

(掲載の位置等)

第3条 広告を掲載する位置及び枠数は、市長が定めるものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。ただし、広告版下作成に必要な経費は含まない。

広告の種類	広告の規格	色数
1号広告（全段）	縦4.8センチメートル 横17.5センチメートル	4色
2号広告（半段）	縦4.8センチメートル 横8.5センチメートル	

(広告掲載回数)

第5条 広告の掲載は、複数月に渡る掲載希望があった場合は、当該広告募集年度内を限度として掲載することができる。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、市または市と広告掲載に関する契約を締結したもの（以下「申込者」という）が行う。

(広告掲載料)

第7条 広告の掲載料金は、類似広告、市場価格等を参考に、市と申込者との契約により決定する。

2 広告代理店を入札により決定する場合は、前項の規定にかかわらず最高額をもって落札した価格を広告掲載料とする。

(広告掲載の申込み等)

第8条 申込者は、嘉麻市有料広告掲載申込書に掲載しようとする広告の原稿等を添え、市長に提出しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第9条 申込者は、市と申込者との間で締結した契約に基づく広告掲載料を、納入通知書にて市の指定する期日までに納入しなければならない。

(内容等の変更の要求)

第10条 市長は、広告内容、デザインが各種法令に違反している、又はそのおそれがあると判断したときは、申込者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 申込者は、市長の求めに応じて、事故の責任及び負担において、広告の内容等の変更を行わなければならない。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次に該当する場合には、申込者への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告の原稿データが期限までに提出されなかったとき。

(2) 広告の掲載料が期限までに納入されなかったとき。

(3) 申込者の反社会的行為あるいは非社会的行為等広告主に関する事情により、当該広告主の掲載をすることが不適當であると判断したとき。

(4) その他市長が特に広告掲載に支障があると認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第12条 申込者は自らの都合により、市が発行する広報への広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、申込者は書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第13条 申込者の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第14条 申込者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 申込者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、申込者の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。